

宗像都市計画地区計画の決定（宗像市決定）

都市計画自由ヶ丘地区計画を次のように決定する。

名 称	自 由 ヶ 丘 地 区 計 画
位 置	宗像市大字自由ヶ丘 2 丁目の一部
面 積	約 3 . 3 ヘクタール
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、宗像市中心部にあつて、J R 鹿児島本線赤間駅より約 1 km の交通の便に恵まれた住宅団地であり、一団地の住宅施設として都市計画決定をし、道路、公園、学校等の公共施設については計画的に整備された所である。</p> <p>本計画では、さらに良好かつ適切な居住環境を形成維持するため、建築物の低、中層の混在や敷地の細分化を防止することを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>隣接する低層専用住宅地と調和のとれた中層の集合住宅地としての土地利用を促進するものとする。</p>
	<p>地区施設の整備方針</p> <p>本地区には、宅地開発によって区画街路が整備されており、隣接して児童公園も整備されているので機能が損なわれないように維持、保全を図る。</p>
	<p>建築物等の整備方針</p> <p>中層住宅地区として良好な環境の形成と保全のため、建築物の高さの最低限度と最高限度等を設定する。</p>

地 区 整 備 計 画	建 築 物	建築物の高さの 最高限度	20メートル
		建築物の高さ の最低限度	13メートル
	等 に 関 す る 事 項	壁面の位置の 制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面 から道路及び公園境界までの距離は 1m 以上 とする。
		建築物等の 意匠の制限	建築物の外壁は、刺激的な色彩又は装飾を 用いないものとする。
		かき又はさく の構造の制限	生垣又は高さが 1.2 メートル以下の透視可 能な材料(高さが 60 センチメートル以下の部 分はこの限りではない。)で造られたものとし る。

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」